

寒川町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 20 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 12 号

寒川町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町国民健康保険条例施行規則(平成 13 年寒川町規則第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

国民健康保険料 納入通知書
兼 特別徴収開始(停止)通知書

下記のとおり、国民健康保険料額を決定しましたので、寒川町国民健康保険条例第21条の規定により通知します。各納期の保険料額をそれぞれの納期限までに納めてください。

寒川町長

納入義務者			
住所			
生年月日		性別	
世帯番号			
通知番号			
記号番号			
徴収方法			
特別徴収義務者			
特別徴収対象年金			
上記年金の年金額	円		

下記に記載のある方は口座振替納付です。

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			
納付区分			

年間保険料額	円
--------	---

備考	
----	--

賦課明細	医療分	支援金分	介護分
① 基準総所得金額 (円)			
② 被保険者数 (人)			
③ 所得割額 (円)			
④ 均等割額 (円)			
⑤ 平等割額 (円)			
⑥ 均等割軽減額 (円)			
⑦ 平等割軽減額 (円)			
⑧ 限度超過額 (円)			
⑨ 算定額 (円)			
⑩ 月割増減額 (円)			
⑪ 年間保険料額 (円)			
年税額計 (円)		減免額	

月	特別徴収額 (円)	期別	普通徴収額 (円)	普通徴収額の納期限
4月				
5月				
6月		6月期分		
7月		7月期分		
8月		8月期分		
9月		9月期分		
10月		10月期分		
11月		11月期分		
12月		12月期分		
1月		1月期分		
2月		2月期分		
3月		3月期分		
計		計		
合計				

氏名	加入月数		軽減基準所得額	基準総所得額	備考
	一般	退職・介護			

料率			
所得割率 (%)			
均等割額 (円)			
平等割額 (円)			

特別徴収対象者の方は、翌年度4月・6月・8月の特別徴収仮徴収の期別額は本年度2月の特別徴収額になります。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。